主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人松永東同名尾良孝の上告趣意について。

所論は、結局原判決の事実誤認を主張するに帰するから、明らかに刑訴四〇五条に定める上告理由に該当しないし、また、記録を精査しても同四一一条を適用すべきものとも認められない。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号に則り、裁判官全員一致の意見で主文の とおり決定する。

昭和二六年七月一九日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	齌	藤	悠	輔
裁判官	澤	田	竹治	郎
裁判官	眞	野		毅